

野鳥の死亡に伴う鳥インフルエンザ検査（病原性）の結果について

1 概要

令和7年11月14日(金)に矢吹町西長峰地内において回収した死亡野鳥について、環境省において病原性検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されましたのでお知らせします。

番号	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	病原性等検査結果	監視重点区域指定状況
1	矢吹町西長峰地内	オオハクチョウ 1羽	11/14	実施なし	実施なし	11/17 H5 亜型 (高病原性)	11/18 指定

2 対応

- 当該死亡野鳥が発見された場所を起点にして、半径 10kmの地域及び県内の主な飛来地において、引き続き野鳥の監視を強化してまいります。
（期間：死亡個体の回収日の次の日から28日間（12月12日（金）の24時まで）

3 留意事項

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。
- 野鳥の扱いや相談窓口については自然保護課ホームページをご覧ください。